

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

鳥取県告示第六百九十二号
境港市七八人 に、羽合町一八人 を
境港市一九人 に改める。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県
當土地改良事業（県當中山間地域総合整備事業西伯耆地区農業用排水、農道整備、区
画整理、ため池等整備、客土及び暗きよ排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、
同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正（福祉保健課）

県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）

銃獵禁止区域の廃止（森林保全課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第六百九十一号

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号（市町村の区域ごとの民生委員の定数について）の一部を次のように改正し、平成十年十二月一日から施行する。

平成十年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

米子市	鳥取市
二二七四人	
二二六一人	

を

米子市	鳥取市
二二七四人	
二二七一人	

に、

境港市
七七人

を

鳥取県告示第六百九十三号

平成三年十月鳥取県告示第七百七十一号（銃獵禁止区域の設定について）で設定した
大原銃獵禁止区域は、平成十年十月二十七日限り廃止する。

平成十年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年七月二十八日 鳥取県指令都計三一三第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字櫻下字下斎尾

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字徳万五九一一一

東伯町土地開発公社

理事長 米田 義人